

第 371 回(令和 7 年 6 月)定例会

会派提案意見書案

番号	件 名	提出会派
意 1	外国人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備等を求める意見書	自民
意 2	米の価格高騰対策と安定供給体制の強化を求める意見書	自民
意 3	民生委員・児童委員の処遇改善と抜本的な人材確保策の検討を求める意見書	維新
意 4	地域における「ふれあいサロン」及び「いきいき百歳体操」への国の支援策の充実を求める意見書	維新
意 5	地域医療を守るための医療機関経営に対する支援を求める意見書	公明
意 6	脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書	公明
意 7	「主体的・対話的で深い学び」を実現するための 2026 年度教育予算拡充等を求める意見書	県民
意 8	刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書	県民

外国人等による土地の取得及び利用を制限するための
法整備等を求める意見書

近年、全国各地で外国人による土地の取得が進み、一部地域においては水源地、農地、森林、重要施設周辺など、我が国の安全保障や国土保全にかかわる土地が外国資本により取得される事例が相次いでいる。特に北海道や九州、沖縄などでは広大な土地が外国人・外国法人により所有されており、その実態把握すら困難な状況も見受けられる。

また、外国資本による住宅や別荘の大量取得が地域の地価高騰や空き家の増加、住民生活への影響を及ぼしているとの指摘もある。さらに、外国の警察機関や軍関係者等による不動産取得の懸念も報告されており、もはや看過できない状況となっている。

現行の法制度においては、外国人等による土地の取得や利用に関して明確な制限を設ける規定がなく、我が国として主権や安全保障を守る観点からも法整備が急務である。令和4年に施行された「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用規制等に関する法律」により、一部対応が講じられているものの、対象区域が限定的であり、包括的かつ実効的な制度とは言いがたい。

さらに、WTOのGATS（サービスの貿易に関する一般協定）やRCEP（地域的な包括的経済連携）協定においても、土地取引の自由化に関する原則があるものの、加盟国には安全保障や公秩序を理由とした例外規定が認められており、我が国もこれを適切に活用する余地がある。

よって、国においては、外国人等による土地の取得及び利用を制限するため、下記事項について早急に取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 水源地、農地、森林、重要施設周辺、離島等の国土保全・安全保障上重要な土地について、外国人等による取得及び利用に対する制限を設けること。
- 2 外国資本による不動産の大量取得の実態を把握するための登録制度や報告義務を導入すること。
- 3 GATSやRCEP等の国際協定における例外規定を活用し、我が国の主権・安全保障の確保を優先する方針を明確にすること。
- 4 地方公共団体と連携し、地方の実情に応じた土地取引の制限措置が可能となる制度の構築を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

米の価格高騰対策と安定供給体制の強化を求める意見書

米は日本人の主食であり、食料安全保障の根幹をなすものである。兵庫県においても但馬・丹波・播磨地域などで米づくりが営まれ、地域経済や暮らしを支えている。

しかしながら、令和 6 年産米においては、記録的な高温・少雨等の異常気象により全国的に不作となり、主食用米の収穫量は前年比で大幅に減少した。とりわけ業務用米の不足は深刻で、外食産業、給食事業者、介護・福祉施設等に大きな混乱をもたらしている。消費者の家計にも打撃を与え、国民の食生活の安定が揺らいでいる。

このような状況下においても、農家は以前からの後継者不足に加え、生産調整の継続やコスト高に直面し、将来にわたる米づくりの継続に不安を抱えている。令和 7 年産に向けても、作付意欲の低下や資材・肥料費の高騰などにより、供給不安がさらに拡大するおそれがある。

よって、国においては、需給見通しの精緻化、価格安定に向けた仕組みの整備、備蓄米の柔軟な活用など、米の価格高騰対策と安定供給体制の強化を図る総合的な対応のため、下記事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 今次の米不足の原因と影響を的確に検証し、将来に向けた需給安定策を講じること。
- 2 外食・給食・介護福祉施設など業務用米において特に影響を受けている分野への緊急的な支援策を講じること。
- 3 価格高騰による消費者の負担を抑えるため、政府備蓄米の市場放出や買入れ価格の調整等、弾力的な政策運用を行うこと。
- 4 農業者が安定的に米づくりを継続できるよう、資材・燃料費等の高騰に対応した支援を拡充すること。
- 5 令和 7 年産以降の作付が安定的に行われるよう、米の需給見通しの適切な情報提供と作付け支援を行うこと。
- 6 中長期的には、国内での食料自給体制の強化や、食料安全保障の観点から、水田農業の多面的機能の再評価と保全に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

民生委員・児童委員の処遇改善と抜本的な人材確保策の検討を求める意見書

民生委員・児童委員は厚生労働大臣に委嘱され任期3年の特別職の地方公務員である。無報酬とされ、費用弁償は国において年間60,200円が交付税措置されている。

少子・高齢化社会を迎える中で、民生委員・児童委員の役割はより複雑・多様化・困難化しており、例えば老々介護の相談、高齢者への詐欺被害防止、認知症の独居高齢者の見守りなどとともに、児童虐待や引きこもりなどへの対応が大きな課題となっている。

このような業務の困難化の中、民生委員・児童委員のなり手も不足してきており、本県でも人材確保対策に苦慮しているところである。

団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年を迎えるとともに、国を挙げて子育て支援を進めている今、民生委員・児童委員の処遇改善と抜本的な人材確保策の検討は喫緊の課題であることを踏まえ、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 民生委員・児童委員に対する費用弁償の交付税措置の単価を引き上げるなど財政支援を拡充すること。
- 2 本県が全国に先駆けて創設した民生・児童協力委員、民生・児童推進委員などの名称で民生委員・児童委員のサポートを無償で担う方々の位置付けを明確化し、費用弁償などへの財政支援を創設すること。
- 3 国において民生委員・児童委員の抜本的な人材確保策を検討する有識者会議を設置し、その提言を踏まえた制度改正を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(維新の会)

地域における「ふれあいサロン」及び「いきいき百歳体操」
への国の支援策の充実を求める意見書

地域内の高齢者、子育て中の親子及び児童等の地域住民を対象とした、居場所や交流の場づくりを目的とした活動である「ふれあいサロン」（地域により呼称は多様）は、少子高齢化、核家族化が進む中、地域社会の活力の維持に重要な事業である。また、2002年に高知市から始まり筋力を中心としたトレーニングで高齢者のフレイルを防止する「いきいき百歳体操」は、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年を迎える中、介護予防やふれあいの場づくりの観点から不可欠の事業となっている。

現在、「住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援」として地方交付税により財政措置が講じられているところである。

少子高齢化のなかで、「ふれあいサロン」及び「いきいき百歳体操」の活性化は、地域の活力を維持する上で喫緊の課題であるが、近年の物価高騰やボランティアの担い手不足により、事業の運営が厳しくなっている。国においては現在のこれら事業に対する財政措置を更に拡充されるとともに、ボランティアの人材確保策の検討など国を挙げてこれら事業の展開を一層進められることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地域医療を守るための医療機関経営に対する支援を求める意見書

地域医療を担う医療機関の多くは、近年の人件費の上昇、光熱費や材料費の高騰により深刻な経営難に陥っている。これは、医療は診療報酬という公定価格で価格が決められており、各医療機関は物価上昇分を価格転嫁できないことに一因がある。

また、令和6年度補正予算により措置された医療施設等経営強化緊急支援事業のうち、医療需要の急激な変化を受けて、病床数の適正化を進める医療機関を支援することを目的とした病床数適正化支援事業では、本県の要望額に対する内示額は大幅減となっており、内示率は全国平均 13.4% に対し 4.5% と大きな乖離が生じている。

加えて、令和6年度診療報酬改定において、過去のデフレ時代から継続されている「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という財政制約が、物価や人件費が上昇する環境下にもかかわらず踏襲された。その結果、医療機関の経営状況はさらに悪化し、経営破綻の危機に直面している。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 直近の医療機関の経営状況を考慮し、地域医療を守るため、地域医療構想との整合性や地域実態を踏まえた病床数適正化支援事業の追加配分等の緊急的な財政支援措置を講ずること。
- 2 医療機関の診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 3 社会保障予算に関して、財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

脳脊髄液漏出症患者救済に関する意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故などで硬膜から髄液が漏れ出すことにより頭痛や頸部痛、めまいなどの様々な症状が生じるとされており、重篤な後遺障害を引き起こすことがある。

こうした中、後遺障害等級について、労災保険では 12 級以上の認定がある一方、自賠責保険制度では適切に認定されず、多くの患者が救済されていないとの報告があり、公平性や透明性が確保されているとはいえない。

よって、国におかれては、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを設置すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第 号

(ひょうご県民連合)

「主体的・対話的で深い学び」を実現するための 2026 年度教育予算
拡充等を求める意見書

文部科学省が行った「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によると、全国の小・中・高等学校における不登校児童・生徒数（2023 年度）は 41 万人を超え、特に小・中学校で 11 年連続増加し、過去最高となっている。

学校現場では、いじめ案件や不登校の子どもたちへの対応だけでなく、多様化する子どもたちや保護者の対応、教職員の未配置問題、常態化している長時間労働等、多岐にわたる課題が山積している。

厳しい財政状況の中、独自財源により教職員の加配措置や少人数学級編成等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。現在、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が 3 分の 1 となっているが、国の施策として教職員定数の改善に向けた財源を保障し、全国のどこに住んでいても、子どもたちに豊かな学びと育ちを保障するための条件を整備することが必要不可欠である。

2020 年度の法改正により小学校の学級編制標準は 2025 年度で全ての学年が 35 人に引き下げられ、中学校では 2026 年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校においても早期の実施をはかるとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現が求められる。

また、教職員の働き方改革をさらに推進し、教材研究や授業準備の時間を確保するために、加配教員や専門職種の増員を含む教職員定数の改善等の条件整備は不可欠である。

さらには、落ち着いた学習環境づくりや子どもたちの学びの充実の観点からも、次期学習指導要領における内容の精選と標準授業時数の削減が強く求められる。

よって、国におかれては、上記の状況を踏まえ、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
- 2 教職員の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員や専門職種の増員等、教職員定数を改善すること。

- 3 小・中学校の更なる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。

併せて、高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。

- 4 「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちが学ぶ喜び、ともに学ぶ楽しみを実感できるよう、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

再審制度は、三審制の下で確定した有罪判決について、一定の重大な瑕疵があった場合にこれを是正し、有罪判決を受けた者を救済する非常救済手続である。

えん罪は有罪とされた者や家族の人生に大きな影響を及ぼし、時にはその生命をも奪いかねない最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐことはもちろん、不幸にしてえん罪が発生した場合には人権救済の観点からも速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。

通常審については、戦後間もなく刑事訴訟法が改正され、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現するべく詳細な規定が置かれたほか、近年でも、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等刑事手続の改善が進められている。

しかし、再審手続について定める刑事訴訟法第4編（再審法）は、戦後の法改正から取り残された結果、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され、審理手続を具体的に定めた規定はないに等しい状態にある。

また、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっているが、現状では捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みについて、現行法に明文化された規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、これを是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

さらに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、不服申立てによって、更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されるとともに、検察官は不服申立てによらずとも、再審公判において主張の機会が保障されており不都合はないとの見解もある。

えん罪は減らすことはできても無くなることはない。慎重な裁判を行うことでその誤りを防ぐ三審制が採用されているにも関わらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを考えれば、再審に係る確固たる手続規定が整備されなければならない。

ついては、国におかれては、えん罪被害者を迅速に救済するため、刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。